

## ■太宰府東小学校いじめ防止基本方針

### 1 本校のいじめの問題に対する考え方

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる物を含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とする。（いじめ防止対策推進法より抜粋）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。つまり、アンケート調査等の数値の多少で判断したり、一時的な様子から判断したりすることなく、いじめられた児童によりそって判断するものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

上記でいう「心理的な影響」とは、

冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、イヤなことをいわれる、仲間はずれや集団による無視、いやなこと・恥ずかしいこと・危険なことをさせられる、パソコンや携帯電話で誹謗中傷やいやなことをされる、などである。

「物理的な影響」とは、

ぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする等の身体的影響や、金品をたかられる、金品をかくされる、盗まれる、壊される、捨てられる、などである。

本校のいじめの問題に対する基本的な考え方は、「いじめられたとする児童の気持ちを重視し、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた児童を全面的に支援するものとする。学校においては、児童間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導することを基本とし、常に児童の状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導するものとする。また、児童理解を深め、一人一人を大切にするとともに、日常的な関わりの中で教師と児童間の信頼関係づくりや児童相互の人間関係づくりに努める。

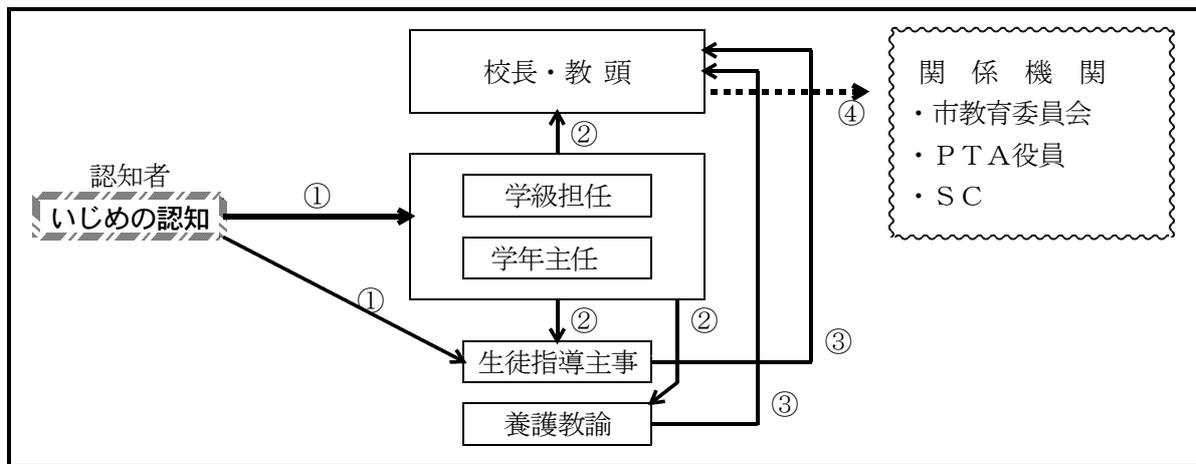
### 2 組織(校内いじめ問題対策委員会)の設置

- 構成員
  - 校長 ○教頭 ○生徒指導担当 ○学年主任 ○養護教諭 ○当該学級担任
  - スクール・カウンセラー ○スクール・ソーシャル・ワーカー
- 役割
  - 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
  - 情報の収集・記録
  - いじめの判断
  - いじめアンケートの管理等
- 定期的な開催（月1回以上）と緊急時の開催

### 3 関係機関との連携

- 太宰府市教育委員会
- 太宰府市いじめ問題サポート・チーム  
(生徒指導担当指導主事・スクールカウンセラー等)
- 太宰府市いじめ問題等対策委員会
- 要保護児童対策連絡協議会
- 学校警察連絡協議会

### 4 報告体制



### 5 教員研修

- 本校基本方針の共通理解を図る研修会の実施
- 「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用した研修会
- 専門家を招聘した研修会等

### 6 いじめの未然防止、いじめの早期発見・早期対応の取組

#### 1 いじめの未然防止の取組

- 豊かな心と実践力を育成する取組
  - ・教育活動全般、特に道徳の時間において、「正義感や公正さを重んじる心」「他人を思いやる心」「命の大切さ」などの道徳性を育み、体験活動や日常生活との関連を図りながら自尊感情を高め、道徳的実践力を育成する。
- 特別活動を通じた未然防止への取組
  - ・学級活動において子どもが主体的にいじめ根絶のために取り組む活動の充実を図る。
  - ・児童会活動において、子ども自らの力で学校生活を向上させることができるように指導・援助する。
  - ・学校行事では、主体的な参加方法を工夫し、協力して成し遂げる喜びを味わわせる。

## 2 いじめの早期発見の取組

---

- 「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」を活用した取組
- 「いじめに特化したアンケート」及び「学校生活アンケート」の月一回の実施
- 「いじめに特化した無記名アンケート」の学期1回の実施
- 教育相談週間の設定
- 相談ポストの設置及び活用
- 「家庭用チェックリスト」や「家庭向けリーフレット」等を活用し家庭と連携した取組の実施

## 3 いじめの早期対応の取組

---

### □1 学校での1次・2次・3次対応による指導と支援

#### 1 いじめの被害者への対応

いじめられた児童の側に立った親身の対応（本人のつらい気持ちを理解し、心理的ケアを施す）→スクールカウンセラーとの連携

#### 2 いじめの加害者への対応

いじめは「人権問題」であること→「いじめは絶対に許されない行為であること」との認識に立った毅然とした指導を行う。

その場の指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで継続的に指導する。

#### 3 いじめの観衆・傍観者等への対応

観衆・傍観もいじめへの加担行為である→いじめはみんなの問題、許さない指導

### □2 太宰府市教育委員会支援チーム、県と連携したいじめ問題学校支援チームの活用

### □3 警察等との連携(通報)

- スクール・サポーターの活用

## 4 重大事態が発生した時

---

### □ 校長を中心とした役割・連携

- 市教委との連携
  - ・速報→報告を密にしながら連携した対応を行う。
- 被害者家族への対応、保護者会、記者会見等→「子どもを守る」「家族のサポート」「第2の犠牲者を出さない」ことを念頭に「緊急サポートチーム」を編成し、対応する。
- 正確な情報発信、プライバシーへの配慮。→自殺手段を詳細に伝えない。自殺を美化しない。遺書や写真を公表しない。原因を単純化しない。センセーショナルに扱わない。特定の誰かの責任にしない。
- 遺族の要望を尊重し、柔軟に対応する。亡くなった子どもの兄弟姉妹へのサポート、兄弟姉妹が他校にいる場合は、連携し対応する。
- 事実や学校の対応、今後の予定を保護者に知らせる。子どもへの接し方、相談機関等の情報等を伝える。
- マスコミへの対応は、一貫した情報発信を心がける。プライバシーへの配慮と連鎖自殺防止のために情報の取扱には注意する。

- 学校再開（発生後初めて登校する日）は、子どもたちへの伝え方について、校内放送や当該クラスに出向くなど安全策を講じるよう配慮し、子どもの些細な変化に対応できるように、スクールカウンセラー等専門家と連携し対処する。

## 7 ネット上のいじめの対応

### 1 情報モラル教育の実施

- 保護者と学ぶ規範意識育成事業の実施
- 学習指導要領の内容を踏まえて、各教科等の指導の中で、低学年から発達段階に応じて指導していく。
- それぞれの教員が「ネット上のいじめ」の実態を理解し、児童への情報モラルに関する指導力の向上を図る。

### 2 「ネット上のいじめ」が発見された場合の対応

#### □1 児童への対応

- 被害児童への対応
  - ・ きめ細かなケアを行い、いじめられた子どもを守り通す。
- 加害児童への対応
  - ・ 起こった背景や事情について、詳細に調べる。十分に配慮しながら粘り強く指導を行う。
- 全校児童への対応
  - ・ 個別の事例に応じて、十分な配慮のもとで、全校児童への指導を行う。

#### □2 保護者への対応

迅速に連絡し家庭訪問などを行うとともに、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

#### □3 インターネットホットラインセンターの活用

インターネット上の違法・有害情報の通報窓口として警察への情報提供を行う。

## 8 教育相談体制

- スクールカウンセラー等との連携
- 子どもホットライン24などの相談窓口の周知

## 9 保護者・地域等への働きかけ

- P T A行事の成人講座や学級懇談会等におけるいじめ問題に関する研修会等の実施
- いじめに特化した家庭用チェックリストの配付
- 安全安心部や地域、コンビニ等との連携によるいじめ等を見逃さない見守り活動に関する協力依頼

## 10 取組状況調査

- 学校評価（自己評価）…児童・教師・保護者等へのアンケート
- 学校運営協議会による学校関係者評価

## ※ いじめ対応の年間計画

### 【時系列】

| 月  | 児童への対応                   | 保護者への対応                   | 職員への対応                 |
|----|--------------------------|---------------------------|------------------------|
| 4  | 生活アンケート                  |                           | 職員会での共通理解<br>児童カルテ（通年） |
| 5  | 生活アンケート                  |                           | いじめ校内研修会               |
| 6  | いじめに特化した無記名アンケート<br>教育相談 | 学級懇談会での研修<br>家庭用チェックリスト配付 |                        |
| 7  | 生活アンケート                  |                           |                        |
| 8  |                          |                           | いじめ校内研修会               |
| 9  | 生活アンケート                  |                           |                        |
| 10 | いじめに特化した無記名アンケート<br>教育相談 | 学校便りでの啓発                  | 職員会での共通理解              |
| 11 | 生活アンケート                  |                           |                        |
| 12 | 生活アンケート                  |                           |                        |
| 1  | 生活アンケート                  | 学級懇談会での<br>研修             |                        |
| 2  | いじめに特化した無記名アンケート<br>教育相談 |                           |                        |
| 3  | 生活アンケート                  |                           |                        |

【内容系列】

いじめ問題総合対策計画

| 重点項目                            | ねらい   | 具体的内容・方法   | 時期                        | 評価 |     |     |
|---------------------------------|---|--|---------------------------|----|-----|-----|
|                                 |   |  |                           | 8月 | 12月 | 年度末 |
| 1 教師の視点からいじめやその兆候を早期発見、共通理解する取組 | ○気になる児童を確実に把握する。<br>○全校で共通理解し、サインを見逃さないようにする。           | ○気になる児童の把握と児童カルテへの記録。※指導の積み上げ。<br>○気になる児童の一覧表の作成。全校での共通理解。                     | 4月<br>随時<br><br>4月<br>10月 |    |     |     |
| 2 児童の視点からの早期発見の取組               | ○児童が自らの不安や悩みを出して、学校生活を楽しく送ろうと気持ちを育てるとともに、児童の状況を確実に把握する。 | ○月初めの児童への生活アンケートをもとに、月1回の定例会で情報交換及び対応を検討<br>○いじめ等の早期発見及び早期対応                   | 毎月                        |    |     |     |
| 3 保護者の視点からの早期発見の取組              | ○保護者のいじめに対する理解を図り、家庭と協力して早期に発見できるようにする。                 | ○いじめに関する家庭向けのチェックリストを配付し、リストを活用した取組への啓発<br>・学校だよりとリーフレットの配付<br>・PTA運営委員会       | 6月<br>10月                 |    |     |     |
| 4 いじめ問題に関する校内研修会の充実             | ○「いじめの定義」や「いじめへの対応」について共通理解を浸透させる                       | ○気になる児童についての校内研修会<br>○「いじめの早期発見・早期対応の手引き」等を活用した校内研修会<br>○スクールアドバイザーを招聘しての校内研修会 | 4月<br><br>5月<br><br>8月    |    |     |     |
| 5 教育相談体制の充実                     | ○全ての児童に関する理解を深め、一人一人の不安解消を図る                            | ○全校児童を対象にした教育相談の実施<br>○各学級での相談結果を集約し、防止委員会で検討                                  | 6月<br>10月                 |    |     |     |